

春監公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和6年度財務監査（定期監査）の結果（令和6年9月27日付け春監公表第12号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和6年12月19日

春日市監査委員 松尾英二
同 原克巳

令和6年度財務監査（定期監査）措置状況報告

【総務部・選挙管理委員会事務局】

1 総務部人事課（人事担当）

監査の結果	措置の内容
<p>論作文試験採点業務委託契約の締結後に受注者から提出のあった再委託承諾申請書について</p> <p>ア 收受印の押印、供覧がなされていない。</p> <p>イ 個人情報保護に関する特記仕様書第9第1項の規定により、個人情報の取扱いを伴う業務の再委託に当たっては、発注者（市）の書面による承認が必要である。しかし、当該承認に関する起案文書等の事績が見当たらない。</p>	<p>令和5年度契約の論作文試験採点業務において、アの受注者からの再委託承諾申請書に收受印の押印、供覧がなされていないこと、イの再委託の承認に当たっては、発注者（市）の書面による承認が必要であるが、その手続きがなされていないことについては、指摘のとおりでした。</p> <p>原因は、担当者が口頭のみ承認で手続きが完了しているものと事務手続きを誤認していたものでした。</p> <p>なお、既に契約期間満了となっているため、訂正は行いません。</p> <p>令和6年度については、再委託承諾申請書に押印・供覧のうえ、契約内容に基づき書面にて承認を行っています。</p>

2 選挙管理委員会事務局（選挙担当）

監査の結果	措置の内容
<p>ア 選挙用臨時電話機設置等業務について</p> <p>（ア）受注者から提出のあった当該業務の報告書が供覧されていない。</p> <p>（イ）（ア）の報告書には作業日として令和5年2月27日と令和5年4月24日が記載されており、その費用はいずれも令和5年度予算によって支出されている。当該業務に関し債務負担行為は設定されていないため、令和5年2月27日作業分は令和4年度予算によって契約及び支払を行う必要がある。</p>	<p>ア</p> <p>（ア）指摘のとおり、報告書の供覧がされていなかったため、決裁権者まで供覧を行いました。</p> <p>（イ）指摘のとおり、令和4年度予算で支出すべきものが令和5年度予算で支出されていました。原因は、請求が令和5年度に一括で行われており、単年度の契約と誤った認識をしていたことによるものでした。既に契約期間満了となっているため、訂正は行いません。</p>
<p>イ 次に掲げる業務の請書について、業務内容に記載されている「別紙仕様書」がとじられていない。</p> <p>（ア）投票用紙自動交付機等選挙備品点検業務</p> <p>（イ）開票所における選挙機器点検整備業務</p>	<p>イ 指摘のとおり、別紙仕様書がとじられていませんでした。既に契約期間満了となっているため、訂正は行いませんが、今後契約書請書の製本後は複数人によるチェックを行うよう、運用を変更しました。</p>